



公益社団法人日本山岳ガイド協会

〒160-0008 東京都新宿区三栄町 18 番地 丸藤ビル 201 号

TEL: 03-3358-9806 FAX: 03-3358-9780

e-mail: office@ifmga.com

令和 3 年 5 月 19 日

新型コロナウイルス感染症対策のための業務再開ガイドライン Vol. 3

—持続化給付金申請簡単マニュアル—

公益社団法人日本山岳ガイド協会
特別委員会コロナ対策プロジェクトチーム

会員のみなさまにはすでに申請またはご検討いただいていることと思いますが、改めて公的給付金と環境省の推進事業についてお知らせいたします。

1) 経産省「持続化給付金」

先日集計いたしましたアンケートにおいて、個人・法人の持続化給付金申請について、すでに申請を済ませられた会員もいらっしゃいましたが、まだ申請を行っていない会員および検討中の方もおられることと思います。

会員の中にはすでに給付金の入金された報告もあがってきています。申請手続きを終了した会員からの申請例のレポートが届いていますので、別紙の通り共有をさせていただきます。まだ、申請をお済ませでない方の参考になりますと幸いです。

添付書類 2 例（持続化給付金申請例（個人）、持続化給付金申請例（法人））

経産省 URL

<https://www.meti.go.jp/covid-19/jizokuka-kyufukin.html>

2) 環境省「国立・国定公園への誘客の推進事業費及び国立・国定公園、温泉地でのワーケーションの推進事業」

環境省の国立・国定公園への誘客の推進事業費及び国立・国定公園、温泉地でのワーケーションの推進事業の中間執行団体からの応募が本日開始されました。応募締め切りは 6 月 10 日と発表されました。

ガイド業務再開の準備等で忙しくなる時期かと思いますが、地元行政・観光業者と共働して環境整備を行うことのできる、今後のガイド業の新たな形を構築できる可能性のある事業ですので、こちらも引き続きご検討ください。

環境省 URL

<http://www.env.go.jp/nature/np/ryokakuzei00/index.html>

中間執行団体 EIC ホームページ

<http://www.eic.or.jp/eic/topics/2020/wkiv/001.html>

3) その他各エリアにおける助成金など

経済産業省の web にもリンクのある、J-Net 21 にて各市単位の助成金等の情報を公表しています。ぜひ、こちらをご参照ください。

<https://j-net21.smrj.go.jp/support/tsdlje00000085bc.html>

帝国データバンクは各都道府県別の助成金について公表しています。こちらをご参照ください。

帝国データバンク

https://www.tdb.co.jp/corp/corp09_covidrelatedinfo.html

今後とも、各地の応募状況や情報の共有など支援事業班ではできる限りの集約を行い、皆様のサポート等を行ってまいります。

会員に有益な情報などがございましたら、支援事業班宛まで、情報の提供をよろしくお願い致します。

まず申請の流れは以下の通りです。

持続化給付金の申請手順

1

持続化給付金ホームページへアクセス！

持続化給付金

検索



スマホでも
できる！

持続化給付金の申請用HP (<https://jizokuka-kyufu.jp>)

2

申請ボタンを押して、メールアドレスなどを入力 [仮登録]

3

入力したメールアドレスに、メールが届いていることを確認して、
[本登録]へ

4

ID・パスワードを入力すると[マイページ]が作成されます

● 基本情報 ● 売上額 ● 口座情報 を入力

個人事業者等の基本
事項と、ご連絡先

入力すると、
申請金額を
自動計算！

【通帳の写し】を
アップロード！

5

必要書類を添付

- 2019年分の確定申告書類の控え
- 売上減少となった月の売上台帳等の写し
- 身分証明書の写し

※スマホなどの写真画像でもOK（できるだけきれいに撮ってください！）

申請

持続化給付金事務局で、申請内容を確認
※申請に不備があった場合は、メールとマイページへの通知で連絡が入ります。

通常2週間程度で、給付通知書を発送／ご登録の口座に入金

グーグルなどで経済産業省持続化給付金を検索するとすぐページが出てきます。



図- 1 実際はこのページの一番下にある持続化給付金の申請方法編。個人事業者用（図- 2）をクリックすれば、丁寧な説明のYouTubeが開きます。

とてもわかりやすいので、これを見れば充分かとも思います。



図- 2

図- 3

図- 1 で下方に少しスクロールして「申請受付はこちら」の下にある「持続化給付金」事務局ホームページをクリック。（図- 3）

開いたページに申請に関する様々な説明が書いてあります。



例えば給付対象者については

- * 給付対象は、フリーランスを含む個人事業者。
- * 個人事業主でも、2019年以前から事業により事業収入（売上）を得ており、今後とも事業継続する意思があること
- * さらに、2020年1月以降、新型コロナウイルス拡大の影響で、前年同月比で 事業収入が50%以上減少した月があること

注：1月から申請月までの間にひと月でも該当する月があればOK

* 給付されない要件や、逆に前年度に何らかの事情で確定申告できなかった場合などに対するの救済的な決まりもあります。それらも詳しく書かれています。

前述したとおり、ホームページから手順を追えば難しくはないと思いますが、一応次ページから、私が行った手順を説明します。敢えて細かく書き込みましたので、冗長でしたら適当につまんでください。

始めに経済産業省持続化給付金をグーグルで検索します。

「持続化給付金」事務局ホームページを開きます

ページ下部の **申請する** をクリック

持続化給付金申請仮登録の場面が出ます。

注・この時点ではまだ必要ありませんが、ここに申請に必要な書類が書かれていますので、次に進んだとき必要な申請書類をここで準備しました。

以下、準備したもの

○ 2019年度の確定申告書類

控の確定申告書別表1（1枚）＝収受日付印があること

○ 2020年分の対象とする月の売上台帳

私の場合は4月分0円＝弥生の青色申告を使用しているため、売上傳票を添付しました。念のためエクセルでも月別売上台帳を作っているためそれも添付

○ 2019年度4月の売上台帳

同上

○ 振り込んでもらう口座の通帳の写し

通帳の表紙および、表紙を開いた1、2ページ部分。

○ 本人確認書類

免許証の表、裏をスキャンしました。

準備する書類はこれだけです。

私の場合は、全てスキャンしてPDF化しましたが、デジカメやスマートフォンなどで撮影した画像でも大丈夫です。但し写りはしっかりした物でなければいけません。

次に仮登録の方法です。

今開いている持続化給付金申請仮登録のページの「仮登録情報画面」で

1. 個人事業者を選択
2. メールアドレスを入力→確認用も続けて入力
3. 申請にあたっての同意事項を読んで、「全ての事項に同意します」にチェックを入れる
4. 次へをクリック
5. 持続化給付金事務局から「仮登録が完了しました」のメールが届きます。

ご自分の受信メールの画面で表示されているURLにログインして本登録へ。

1. ログインページで自分で決めた「ログインID」と「パスワード」を入力してログすると、申請者情報画面に移ります。

申請者情報画面で次の作業を行います。

○宣誓事項

全てにチェックを入れる

○基本情報入力

* 事業形態 個人事業者

* 屋号

* 本店所在地

郵便番号 都道府県 市区町村 番地・マンション名

* 書類送付先

郵便番号 都道府県 市区町村 番地・マンション名

* 業種

大分類、中分類、小分類と三段階有りますが、残念ながら山岳ガイドという職種はないので、大＝サービス業（谷分類されないもの）、中＝その他のサービス業、小＝他に分類されないサービス業を選択しました。通常の確定申告書では「山岳ガイド」と書いていますが、ここでは選択するのみでしたので。

* 設立年月日（開業日）

私は個人事業ですので、個人で始めた日付を書き込みました。

* 代表者氏名

* 続いて、代表者のフリガナ、生年月日、電話番号、メールアドレスを入力

○特例適用の選択

* 「一般的な申請方法（下記特例次項に該当しない）」にチェック

以下に特例が羅列されていますが、該当しないので。

* 確定申告書の名前と申請内容

同一です

* 代表者氏名と口座名義

同一です

○売上入力

* 年間事業収入（A）

2019年度確定申告書より転記

* 売上減少の対象月

4月

* 月間事業収入（B）

0円（2020年4月期）

* 売上減少の対象月の前年度売上

2019年度の4月期の売上額

ここまで入力すると次の

* $A - B \times 12$ は自動的に計算されて数字が入ります。

○ 給付予定額

* 給付予定額も自動計算で数字が入ります。

○ 口座情報入力

* 種別 普通口座 続いて、金融機関コード、金融機関名、支店コード、支店名、口座番号、口座名義を入力

* 通帳の表面

PDFを添付

* 通帳を開いた1 / 2ページ

PDFを添付

PDFの添付については ファイルを表示 の枠がありクリックすれば添付出来ます。以下同様です

○ 添付書類

以下の書類を添付します。

* 2019年度の確定申告書第1表（青色または白色）、* 2020年の対象月の売上台帳（売上減少の対象月と同じ月の売上台帳）、* 本人確認書類（1）＝運転免許証表面、* 本人確認書類（2）＝運転免許証裏面

運転免許証の場合は表裏を添付すれば良い。

これで入力は終わりです。申請します。その後の流れは以下の通りです。

申請後の流れについて

申請手続完了

持続化給付金事務局にて、申請内容を確認
※申請に不備があった場合はマイページへ連絡が入ります

通常2週間程度で、給付通知書を発送

ご登録の口座に入金

ちなみに私は5月2日に申請を済ませました。申請番号は〇〇〇〇です。
まだ2週間が過ぎていませんので、入金はありません。本当に入金されるのか
ちょっと不安なところもあります。

当会(MIJ)会員のMさんは、なんと5月1日に申請して申請番号が4桁。
5月8日に上限の100万円入金があったそうです。

なんと、本日「持続型給付金の振り込みのお知らせ」が届いたそうです。順
序が逆ですね。

以上、ご連絡いたします。

給付金に関するお問い合わせ

持続化給付金事業 コールセンター

0120-115-570

IP番号 03-6831-0613

受付時間 8:30~19:00

5月・6月(毎日)、7月~12月(土曜日を除く)

持続化給付金申請の手順(法人編)

持続化給付金に関して、やり方が良くわからない、スマホからも出来るのか？との問い合わせ多くあったので、再度、お知らせします。

手順に関しては、経済産業省の website に詳しく掲載されていますが、再度まとめてみました。

① スマホあるいはパソコンの google あるいは Yahoo などの検索画面もしくは docomo なら dメニューから『持続化給付金』を検索します。

→持続化給付金(METI/経済産業省)を選択します。

② 持続化給付金の解説ページが開きます。(ここをよく読んでください。)

ページを下に移していくと、持続化給付金に関するお知らせ(PDF形式:817KB)という項目があります。このファイルを開くと4ページにわたり解説されています。

一番最初に、持続化給付金とは、簡単に説明があります。

※入力項目のページと用意する書類が記されているページを印刷しておくが良いです。印刷出来ない場合は、書き写しておくが良いです。

まず、入力方法のページです。

・基本情報とあり①法人番号②屋号・商号・雅号③本店所在地④書類送付先⑤業種⑥設立年月日⑦資本金⑧従業員数(名)⑨代表者役職⑩代表者氏名⑪代表電話番号⑫担当者氏名⑬担当者電話番号⑭担当者携帯番号⑮担当者メールアドレス⑯直近年度の売上金額⑰決算月⑱今年の売上減少月の金額

及び口座情報として

①金融機関名②金融機関コード③支店名④支店コード⑤種類⑥口座番号⑦口座名義人です。これらの項目を印刷してあらかじめ下書きしておきましょう。

※記載事項を忘れた場合は、法務局で登記簿謄本などをとっておく必要があります。

※ここで問題になるのは、業種です。ガイド業が日本産業分類には記載されていません。

そこで、私の場合は、大分類…サービス業、中分類…その他のサービス業、小分類…他に分類されないサービス業を選択しました。

次に申請に必要な書類のページをみます。

A. 2019年(法人は前年事業年度)確定申告書類の控え

※会計士さんを契約されている方は、会計士さんに依頼して用意しましょう。

図も示されていますので、そのページを用意しましょう。

確定申告別表(実物は青いページ、左上に電子申告済と記されています。)及び法人事業概況説明書(控用という表題のもの)及び(事業形態 1. 兼業の状況 2. 事業内容の特殊性など記されているもの)の3枚を用意します。

用意したらパソコンならプリンターを起動してスキャンして PDF ファイルもしくは写真で

JPEG で保存します。保存するサイズを 10MG 以下にしてください。スマホの場合は写真を一枚ずつとり保存します。

B. 売り上げ減少となった月の売り上げ台帳の写し

これはエクセルを使い作表します。タイトルを一番上の段に申告する月の売り上げ台帳とします。(例えば、4 月なら 2020 年度 4 月度売上台帳とします。)その横に社名を入れます。一番左に日付の数字を一コマずつ 1 から月末まですべて入力していきます。見本のようにつくれば良いです。エクセルが使えない場合は手書きでも申請できますので、手書きで作表します。ここで重要なことは、各日の売上を 0 円で、合計を 0 円とすることです。これもスキャンして保存します。スマホなら写真をとり保存します。

C. 通帳の写し

これは会社で使用している新しい通帳の表紙と表紙を開いて 1 ページと 2 ページの部分の 2 枚をスキャンします。スマホなら写真を撮り保存します。

最後に持続化給付金の申請方法のページに進みます。ここをよく読みましょう。

ここまで出来たら、ページを最初に検索した経済産業省の持続化給付金のところまで戻ります。今度は、“申請は、こちら”という項目があり、「給付金申請」事務局ホームページとあるところをクリックします。

- ③ クリックしたら、中小企業庁の持続化給付金の申請ページが開きます。ここにも経済産業省のページ同様に持続化給付金の説明や申請・受け取りについて、申請方法などが記されています。申請サポート会場も紹介されていますので、これを読んでもわからない場合は、この記載の会場へ行けば対面で教えてもらえます。

ページを下に見ていくと、大きく申請するとオレンジ地に白抜き文字で記載されているボタンがあります。ここから、いよいよ申請の開始です。この大きなボタンをクリックすると、仮登録のページが開きます。

- ④ メールアドレスなどを入力して仮登録します。登録したメールアドレスへ自動的にメールが送信されますので、自分のメールソフトを開き、ID・パスワードを設定して本登録します。

マイページが開くので、②で用意した項目の入力ページが開きますので、順番に落ち着いて入力しましょう。用意した資料(JPEG 写真やスキャンした PDF ファイルも所定の位置で開きます。早く入力する必要はありませんので、落ち着いて入力続けて下さい。一つ一つ確認して間違いのないようにして下さい。最後に全ての項目の確認をしてから申請します。

- ⑤ 以上で手続きを終えますが、その後、不備があった場合は、およそ 2 週間で連絡が届きます。マイページを開くと、どこが不備か記されていますので、修整して再度申請ボタンを

押して再びメールを待ちます。不備がなければ、そのまま通知が届き振り込みを確認されます。この方法は随時改善されているので、必ずしもこの通りではないかもしれません。私の場合 5 月 1 日に申請して不備通知が届き、修整して最申請をし、結果待ちをしているところです。(5 月 17 日現在)